

京丹後市コロナウイルス対策

『事業継続支援資金貸付制度』の拡充を行います

令和3年2月16日
京丹後市商工観光部商工振興課

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い経済活動が悪化するなか、市内の商工業者等が事業を継続していくために必要な資金の貸付を行う『事業継続支援資金』の受付をしているところですが、昨年来より市内商工業者等の経営は悪化している状況であり、さらなる支援策として事業継続支援資金の貸付要件を追加します。

この制度は、国や京都府からの給付金等が交付されるまでの間のつなぎ資金として、100万円を上限に無利子、無担保、無保証にて緊急的かつ速やかに貸付を行うものです。

『貸付制度の概要』

1 貸付対象

市内に事業所を有する商工業者等とします。（商工業者等とは商工会法で定める商工業者と商工業者を構成員とする団体若しくはこれらに準じる者、小規模企業者のことです。）

2 貸付要件

追加

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、下記のいずれかを申請していること。

- (1) 持続化給付金（国）
- (2) 雇用調整助成金（国）
- (3) 緊急雇用安定助成金（国）
- (4) 京都府緊急事態措置協力金（府）
- (5) 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（国）

3 貸付条件

(1) 貸付額

① 持続化給付金、京都府緊急事態措置協力金及び緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の交付申請額の範囲内

② 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の交付申請月額の範囲内

※1万円未満の額は切り捨てるものとし、貸付限度額は100万円

(2) 貸付期間・返済等

① 持続化給付金、京都府緊急事態措置協力金及び緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の支給があった日から30日以内

② 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の最終支給日から30日以内

※状況に応じ貸付日から最大6ヶ月間の返済を猶予します。

(3) 利子等

無利子・無担保・無保証

(4) 貸付日

貸付申請を受理してから原則3日以内に指定の口座に貸付金の振り込みを行います。

4 貸付申請申込期間

令和2年6月15日（月）～令和3年3月31日（水）

5 申請に必要な書類

- (1) 京丹後市事業継続支援資金 借入申込書
- (2) 給付金・助成金・協力金・支援金を申請したことが確認できる資料等
- (3) 誓約書
- (4) 市内で事業を営んでいることが証明でき、事業主又は法人等の代表者であることが確認できる書類の写し
(確定申告書の控え、履歴事項全部証明書、許認可証書等)
- (5) 本人確認書類の写し
(マイナンバーカード、パスポート、運転免許証等)
- (6) 振込口座通帳の写し

6 貸付申請先及び問合せ

京丹後市役所 商工観光部商工振興課

〒629-3101

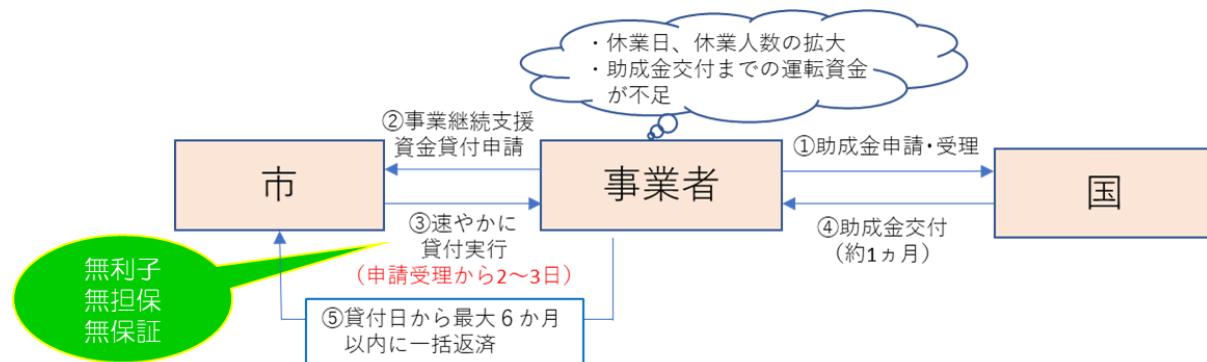
京丹後市網野町網野 385-1 (ら・ぽーと2階)

電話 : 0772-69-0440 FAX : 0772-72-2030

E-mail : shokoshinko@city.kyotango.lg.jp

【貸付制度のイメージ】

※雇用調整助成金の場合



【問い合わせ先】

商工観光部商工振興課 電話 0772-69-0440